

当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■情報通信機器の活用（情報通信）

当院では、必要に応じて情報通信機器を用いた診療を実施しています。

ご希望の際には、医師、スタッフ等にご相談ください。

■機能強化加算（機能強化）

当院では、「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、次のような取り組みを行っています。

- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。また、必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。
- ・日本医師会かかりつけ医機能研修制度応用研修会を修了しています。

■外来感染対策向上加算（外来感染）

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業者全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年に2回実施します。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と動線をわけた診療スペースを確保して対応します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

■連携強化加算（連携強化）

当院は外来感染対策向上加算に係る届出を行っています。

また、当院が連携する感染対策向上加算 1 に係る届出を行った他の保険医療機関に対し、過去 1 年間に 4 回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っています。

■サーベイランス強化加算（サ強化）

当院は外来感染対策向上加算に係る届出を行っています。

また、院内感染対策サーベイランス（JANIS）に参加しています。

■医療 DX 推進体制整備加算（医療 DX）

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様によりよい医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。

■時間外対応加算 1（時間外 1）

当院では再診の患者様（通院されている患者様）からの電話等による問い合わせに対し、常勤の医師、看護職員又は事務職員等により、常時対応できる体制を整えています。

■地域包括診療加算（地包加）

該当する患者様に対して、下記のような取り組みを行っております。

- ・健康相談及び予防接種に係わる相談を実施しています。
- ・通院する患者様のことで、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に対応しております。
- ・患者様の状態に応じ、28日以上の長期処方を行っています。
- ・介護保険制度の利用等に関する相談を実施している旨を院内掲示し、要介護認定に係る主治医意見書を作成しています。

■二次性骨折予防継続管理料 3（二骨継 3）

当院では大腿骨近位部骨折治療を行った患者様へ骨粗鬆症治療を開始し、二次性骨折予防継続管理料を算定しています。

退院後も患者様の二次性骨折予防の為、当院又はかかりつけ医療機関において、治療・検査の継続をお願いしています。

その際、逆紹介状としまして「大腿骨近位部骨折手術及び、骨粗鬆症治療情報」を活用しております。

■ニコチン依存症管理料（ニコ）

当院はニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。

■在宅療養支援診療所3（支援診3）

病気や障害などで自宅療養中だけでも病院への通院が困難な患者様に対して、医師や看護師が定期的に訪問し、他の病院、診療所等連携を図りつつ、診療や看護を行っています。

- ・24時間体制で医師や看護師と連絡が取れ、24時間365日緊急往診が可能な体制
- ・当院において、24時間連絡を受ける保険医又は看護職員をあらかじめ指定する。また、緊急時の連絡先等を患者様又はその看護を行う家族に対して説明の上、文書により提供している
- ・当院において、または別の保険医療機関の保険医との連携により、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保している
- ・当院において、または別の保険医療機関若しくは訪問看護ステーションの看護師等との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の保険医の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保している
- ・当院において、または別の保険医療機関との連携により、緊急時に居宅において療養を行っている患者様が入院できる病床を常に確保している
- ・当院において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を作成している
- ・年に1回、看取りの数を報告している

■がん治療連携指導料（がん指）

がん治療連携計画策定料を算定した患者様に対し、地域連携診療計画に基づき拠点病院と連携して治療を行うとともに、連携する拠点病院へ診療情報を提供しています。

■在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料（在医総管1）

当院では、通院が困難な患者様に対し、計画的な医学管理の下で定期的な訪問診療を行っている場合に、月一回算定しています。

- ・在宅時医学総合管理料：在宅での療養を行っている患者様
- ・施設入居時医学総合管理料：施設（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅）に入居している患者様

■在宅がん医療総合診療料（在総）

通院が困難な末期の悪性腫瘍の患者様に対する在宅診療に係る施設基準です。

■外来・在宅ベースアップ評価料 I（外在ベ I）

厚生省の診療報酬改定により、2024年6月より「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」を算定します。

■酸素の購入単価（酸素単）

前年の1月から12月までに購入した酸素の対価及び容積の届出を行っています。

妙蓮寺つゆき内科呼吸器クリニック 管理者(院長)：露木 俊